

京都「花街」の歴史

下坂 守

2022/2/09

はじめに

- A 遊女屋 「遊女」 二条柳町 ← 六条三筋町 ← 傾城町（島原）寛永十九年（一六四〇）
- B 茶屋（四カ所） 「茶立女」「娘」 祇園、北野、清水、八坂
〔二条新地（聖護院領）・七条新地（妙法院領）〕
- C 廻し店 「伯人（白人）」 宮川町、団栗の辻子、建仁寺町

一、「茶立女」と「中居」「娘」―赤前だれの女―

1 「京都町触集成」別巻二―四九九号 寛文十年（一六七〇）

覚

このころ京都中ならびに寺社門前町ニ遊女を抱え置き商売せしむる族これある由、その聞こえあるについて、所々これを改め、遊女抱え置き候ものは、或いは籠舎の上、追い払い、或いは斬罪にせしめ、支配人・地主ニも過怠これを申し付け、地ハ品により闕所にせしめ候。自今以後は前々より御法度の通り、いよいよ異失なく相守り、遊女一切隠し置くべからず。町中の儀は、年寄・五人組これを改め、寺社門前の儀は支配の面々より急度相改むべし。清水・八坂・祇園・北野門前町の茶屋は、兼日御定めを通り、茶たて女^(立)人宛差し置くべく、これまた見分の躰、遊女と相見え候もの抱え置き候はば、たとひ商売せずといえども曲事たるべし。況んや隠し置き商売せしまば、厳科に処せらるべきの間、この旨堅く相守るべきの事。（中略）

寛文十年六月廿七日

对馬守 御在判

上京町代

2 「色道大鏡」「雑女部 茶屋女篇」延宝六年（一六七八）序

茶屋女は、茶店に一人宛、茶たて女とてあり。しかるに二三人づゝ抱へをきて、遊女めきたりしかば、遊郭より改め糺し、これを訴ふ。むかしより茶屋女の働をきはむる事なし。されども遊郭衰微につき、彼方より度々うつたへ改る故に、或時は女を退け、又しづまればあつまるといへとも、一店に一人より外なし。

京都の四カ所の「遊所」では茶屋一軒に「茶立女」一人を置くことが許されていた。

3 「洛陽勝覧」元文二年（一七三七）

繩手 大和大路と称す。いにしへの大和街道なれば也。此筋元結屋多。名物也。東側商売屋にして、西側多く茶屋也。是をなわての茶屋と云。此辺京中随一繁昌の所なり。茶立女あり。（中略）

「なわての茶屋」には「茶立女」がいた。 ← 「なわての茶屋」は公許の「遊所」

4 「翠箔志」元文二年（一七三七）

昔は水茶屋有しか、今次第二繁昌して六十余州ニかくれなき祇園町と成ぬ。以前、茶立女老人宛御免を蒙し故、赤まへ垂をせし女有、是今仲居といふ

此処正徳之比迄ハ見せ付茶屋なりしか今ハ客屋トなる

祇園町北側の分 家名

井ツゝや 娘 はつ 石 松 ぎん かつ とわ

(中略)

米屋 娘 きく ふさ

松代屋 娘 き世 らん いわ へん さの やす いは てん やす はる

一文字屋

同南側東より

十文字屋 娘 れん みせ るい

(中略)

扇屋 娘 みね きし 歌

吉文字や 娘 せう みや つる

一軒に仲居四、五人より十余人に及へり。此所呼物何にても自由也。右にあらはす娘も自由也。娘風俗遊女めかましくよし。仲居の衣装ハ糸入かねきん、木綿手類、或ハ半網、飛騨無地、少き紋所、帯ハ黒縹子、赤まへたれ、紐ハいろくもなせり。髪の様結端手也。帷子ハ晒、染様ハさまくの物好。

(註1) 「客屋」 客をあげて遊興させる茶屋。客商売を営む家。揚屋。

(註2) 「呼者」 呼ぶ相手。特に、遊興の相手として呼ぶ芸娼妓。

『精選版 日本国語大辞典』「小学館」。以下(註)の出典はすべて同辞典

① 祇園町の茶屋は「客屋」で、そこには赤前だれをした「中居（茶立女）」がいた。

また、それとは別に「娘」と呼ばれる女性がいた。

② 祇園町の茶屋では「呼者」は自由であった。

◎ 「呼者」とは具体的にどのような人びとで、かれらはどこから来たか。

5 「洛陽勝覧」

大和橋北詰川そへに

大黒 (中略) 松島 (中略)

右両家は料理茶屋、参会にも勝手よし。上茶屋、呼者は天上伯・野郎、四六迄も自由也。祇園・先斗におとらす中居数多あり。娘分も有。娘分心いきにて勤候。

大和橋北詰川沿いの料理茶屋にも「中居」「娘」がいた。

← 元文二年には「先斗町」も公許の「遊所」となっていた。

公許の「遊所」の茶屋で働いていたのは「茶立女」と「娘」だけだった。

◎ 茶屋に呼ばれた「天上伯、野郎、四六」とはいかなる人びとだったのか。

二、「天上伯」「四ツ」「六ツ」と「野郎」「舞台子」「下地子」

6 「洛陽勝覧」

宮川町 家名数多故、略之。此場所茶屋は祇園町に同し格にて、少し替れり。役者、舞台子、下地子、天上伯・仲伯人杯住所多し。尤繁昌の所なり。

宮川町は「役者、舞台子、下地子、天上伯、仲伯人杯」の「住所」となっていた。

◎一般に「舞台子、下地子」とは陰間・陰子をいう。

(註3) 「舞台子」 江戸時代、舞台に出て歌舞をする若衆。そのかたわら、売色もした。

歌舞伎若衆。歌舞伎子。色子。

(註4) 「下地子」 将来芸娼妓にするために、遊芸などを慣わせ養育しておく童女。芸娼妓になるための見習い期間中の者。おちよぼ。したじこ。

7 「諸国色里案内」貞享五年刊(一六八八)

四条通小橋より大川までを中嶋といひ、大川西石がけ町、東石がけ町、その下みや川町といへり。こゝは、ぶたい子・かげ間・野良のすみか、ぶたい子銀壺枚、かげ間屋、金子老歩、あるひは百匁

宮川町は「舞台子・陰間・野郎」の「すみか」となっていた。

8 「洛陽勝覧」

是より宮川町新道、享保壬子十七年に開、上柳町、下柳丁にわかりていつれも宮川町に同し。北の行当りをとん栗の辻と云。此辻子西に宮川丁へ越る橋あり。是を蟻のとう渡りと云。野郎・遊女の境なればかく云ならわせしにや。東の方北側に六軒町・井手町とて凶子あり。此辺天上伯まはし住所也。

〔翠箔志〕は「舞台子太夫之名前(二十八人)」、「影子(下地子)名集(一五六名)を記すも略す」

(註5) 「蟻の門渡り」 ③陰部と肛門との間。会陰の俗称。とわたり。

「天上伯まはし(店)」は六軒町・井手町を「住所」としていた。

(註6) 「白人・素人」「白人(しろうと)」の音読み

江戸時代、京都の祇園町や大坂の島の内・新地などの私娼の異称。歌曲などの芸がないところからという。

9 「洛陽勝覧」

天上伯(伯人) 団栗の辻子に廻し有て此所へ呼に遣わすゆへ、天上伯を辻子と云ならはせしとなん。住所は宮川町、建仁寺町、松原新道此辺なり。又祇園町茶や抱有もあり。

伯人名集

大坂屋

若詰 芸子 中詰 三味線 同 同 同 同
ちやう 八千世 まき さげさこ 小瀧 国 小つる しほ

同 小浪 同 ふき 同 たか 同 はつせ 同 浄るり 同 いろ 同 こま 同 屋瀬 同 ちよ

- ① 団栗の辻子には「廻し(店)」が所在した。
- ② 「宮川町、建仁寺町、松原新道辺」は「天上伯」の「住所」となっていた。
- ③ 「天上伯」には「祇園町茶や抱」のものもいた。

廻し(店)「(9軒)の「伯人」の内訳

芸子	24人	三弦	9人	浄瑠璃	4人	琴	2人	玉糸	2人
若詰	11人	中詰	14人	本詰	2人				

- ④ 「伯人(白人)」とは、私娼(若詰、中詰、本詰)だけでなく、「芸子」「三弦」「浄瑠璃」「琴」「玉糸」の芸能者をも意味した。

① 「宮川町」には「役者、舞台子、下地子、天上伯、仲伯人杯」の「廻し店」があった。

② 「宮川町、建仁寺町、松原新道辺」には、私娼や「芸子」「三弦」「浄瑠璃」「琴」「玉糸」を「伯人(白人)」茶屋に派遣する「廻し店」があった。

10 [翠箔志]

祇園新地 (中略) 呼ぶ者、四ツ・六ツ、影子、二色なり。茶屋ニより伯人・舞台子も自由也。

11 [翠箔志]

○祇園店付

芸舞子

藤江 小さこ

小吟

兼松

雛菊

新地影子廻し

丹波や清兵衛

升屋平兵衛

湊屋三郎兵衛

升屋七郎兵衛

津国や権兵衛

色子名寄

榊山重兵衛

平川左門

玉川小紫

袖嶋小かん

(他二十四名略)

- ① 新地六町の茶屋へは「四ツ・六ツ、影子」を呼ぶこともできた。
- ② 茶屋によっては「伯人・舞台子」を呼ぶこともできた。
- ③ 祇園町には「廻し」店付の芸舞子がいた(茶屋専属の舞芸子か)。
- ④ 新地六町には「影子廻し(店)」も存在した。

四、寛延四年の改革

12 「京都町触集成」一〇六三 【衣】 寛延四年（宝暦元年）二月

一ただ今まで、茶屋株茶立女老人、旅籠屋株ニ給仕女老人、水茶屋株茶汲女老人、風呂屋ニ垢かき女三人、前々より指し免じ置き候定二候。竈風呂屋の外は、右株二名目女老人つゝ、「前々の通り指し免し置き候名目の女老人宛」の外ニ召仕い働きの下女、身上分限ニ応シ一株ニ三人まで召仕い候分は苦しからざる事

但シ、右前の条の通の外、紛らわしき女、多勢差し置くこと、堅く停止の事

（中略）

一茶屋、旅籠屋、煮売屋、風呂屋家内二年長ケ候娘・妹これあり、給仕女、茶立女、茶汲女、召仕下女等同様の者これあり候とも、差し免じ置き候茶立女、茶汲女、給仕女の外、右娘・妹の衣服等取かざる餅り、紛らわしき働き停止せしむること、惣じて家内ニ紛らわしき女多人数差し置く事、無用に致すべく候事

但し、娘・妹と名付け、多人数女を差し置き、只今までの通、不埒の働き致し候ものこれあるにおいては、不時ニ廻り目付差し出し、急度吟味を遂げ、その咎申し付くべく候。もし右の通疑わしき者これあるにおいては、慥ニその証拠見届け候上、相捕え訴え出で候はば、何者ニ限らず訴え出候者へ褒美申し付くべく候事

①寛延四年、茶屋株に「茶立女」一人のほか、旅籠屋株に「給仕女」一人、水茶屋株に「茶汲女」一人、風呂屋に「垢かき女」三人を置くことが認められた。

②また、一株につき「召仕い働きの下女」三人の使役が認められた。

③茶屋のほか旅籠屋、煮売屋、風呂屋にも「娘・妹」を置くことが認められた。

13 「京都町触集成」六一三七 「古」 安永八年（一七七九）

祇園町 祇園新地 縄手 東石垣 西石垣 宮川町筋 頂妙寺新地 二条新地

五条橋下 六条新地 七条同 北野鳥居前 内野新地 今出川新地

右町々その外端々にて茶屋株ならびに廻シ茶屋株等を以て渡世いたし候ものども、平日の通り掛ケ行燈差し出し置き、慎まず候ものもこれある趣相聞え候、この節御穩便の時節二候えば、急度相慎み候よう、早々に申し通すべき旨、仰せ渡され候。以上

亥三月四日

*安永八年三月一日、將軍徳川家治の世子家基死去。鳴物停止。

14 「万覚日記」天保十三年（一八四二）三月二十八日

諸株問屋仲間等御停止の処、（中略）評して曰く、祇園町、同新地・膳所裏・八軒・清井町、何れも茶屋向一統行燈を引き休む。廻シ店は行燈出し、子供を送らず休む。その余、外六町内弁才天町は行燈を引き休む。廿一軒町四五軒行燈出シ有り。中之町も同断。宮川壺町目一軒引く。行燈出シ有り。宮川町一統行燈出さず休む。すべて遊所向は休む。これは銘々心得にて慎み居り候趣なり。

茶屋には「茶屋株」と「廻し茶屋株」の二種類が存在した。

むすび

- ①寛延四年までは、公許の茶屋では茶立女(一人)と娘しか働くことができなかった。
- ②客は茶屋に「役者、舞台子、下地子、天上伯、仲伯人杯」を呼ぶことができた。
- ③「役者、舞台子、下地子、天上伯、仲伯人杯」は、祇園町・新地六町に隣接する「宮川町、建仁寺町、松原新道」「六軒町・井手町」に所在した「廻し店」が所属していた。
- ④「廻し店」は私娼(若詰、中詰、本詰)だけでなく、「芸子」「三弦」「浄瑠璃」「琴」「玉糸」の芸能者も抱えており、かれらはすべて「伯人(白人)」と呼ばれた。
- ⑤茶屋株・廻し茶屋株(廻し店)の茶屋はいずれも営業を休むときは行燈を引いた。

15 「翁草」巻百四 京大阪の風俗

其頃迄は今の縄手通は人家もなく、元結をこく営み場にて、真の嘍なりしとぞ。祇園町もなく、遊妓の類は三本木土堤町に有て、所謂「土手の春」と云。女駕舁の事など自笑・其碩がすさみ置し双紙にも見江たり。さるを其辺火消屋敷の御用地に成り、妓屋・料理屋の類今の祇園町へ引せたり。白人と云もの土手町に始まる。是は素人と云儀にて、世を憚る隠妓なるを、今は恐れげなく時めく様に成ぬ。芸子と云は、やよよとせあまり前に初りて殊に近き世の事なり。余が幼き頃祇園新地はいまだなく、祇園町と知恩院 門前の間は郊野なり。(中略)

其頃の祇園町の繁栄云べからず。町並すべて茶屋にて、他商売店はなし。享保中頃より少し衰て、祇園町に余の商売店出来たりとて、無き事の様沙汰せり。今は茶屋は残り少に成て、遊妓の廻し店多し。此店と云もの、以前は団栗の図子、井手町に有しが、寛延頃、東筋御咎め有て其後模様替り、今の如く成しなり。

(註) 神沢杜口 京都町奉行所の与力 宝永七年(二七二〇)〜寛政七年(二七九五)

- ①寛延四年の改革で茶屋の数を減らされた祇園町では、それまで「団栗の図子、井手町」にしかなかった「廻し店」を営業するものが出現した。
- ②このあたらしい「廻し店」は「廻し茶屋(株)」とも呼ばれた。
- ③茶屋株・廻し茶屋株(廻し店)はともに営業中は行燈を点した。

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 寛政二年 | (一七九〇) | 茶屋株の停止。祇園他三カ所の遊所に遊女株が許可される。 |
| 文化十年 | (二八一三) | 茶屋株(平株と廻し株)の再興が認められる。 |
| 天保十三年 | (二八四二) | 天保の改革。島原以外での茶屋・遊女屋商売が禁止となる。 |
| 嘉永四年 | (二八五二) | 四カ所の遊所での遊女屋商売の再興が認められる。 |
| 安政三年 | (二八五六) | 茶屋商売の再興が認められる。 |